

9 月 中 の 県 内 全 域 取 締 日

～埼玉県警察・交通指導課～

※ 交通事故の発生状況に応じ、取締り内容を変更する場合があります。

実 施 日	実 施 重 点	
	昼 間	夜 間
9月2日(火)	【通学路における違反】 通学児童等の安全を守るため、スクールゾーンなどにおける交通安全指導及び取締りを強化します。	
9月10日(水)	【自転車及び小型モビリティによる違反】 自転車の法令違反が主原因となる交通事故防止のため取締りを強化します。また、電動のキックボードやペダル付き電動バイク等の小型モビリティに対する法令の周知及び取締りを強化します。	
9月24日(水)	【過積載】 過積載による制動力の低下、運転操作の誤り等により、重大な交通事故に直結する危険性が高いことから取締りを強化します。 【携帯電話】 運転中の携帯電話の使用は、注意力が削がれやすくなることで反応の遅れを招き、交通事故の原因となることから、取締りを強化します。	
9月26日(金)	【自転車及び小型モビリティによる違反】 自転車の法令違反が主原因となる交通事故防止のため取締りを強化します。また、電動のキックボードやペダル付き電動バイク等の小型モビリティに対する法令の周知及び取締りを強化します。	【飲酒運転】 飲酒運転に起因する悲惨な事故が後を絶ちません。極めて危険かつ悪質な違反である飲酒運転を根絶するため、取締りを強化します。
9月30日(火)	【通学路における違反】 通学児童等の安全を守るため、スクールゾーンなどにおける交通安全指導及び取締りを強化します。	

- 自転車の交通死亡事故が多発傾向にあります。自転車の運転中はヘルメットをかぶり、信号や一時停止等の交通ルールを守って運転してください。
- 令和7年上半期における交差点（付近を含む。）における交通死亡事故は、全体の約65%を占めています。交差点を通行する際は、左右の安全確認、歩行者や車両（自転車を含む）等の動向を確認してください。
- 上記取締り予定以外においても、各種交通指導取締りを実施しています。
- 道路交通法第65条第1項により、車両の飲酒運転は禁止されています。自転車も車両であるため、飲酒運転はしないでください。なお、自転車の酒気帯び運転及び幫助行為（車両等提供、酒類提供、同乗）は、改正道路交通法により、罰則が適用されます。

※小型モビリティとは

小型モビリティとは「バッテリーを使って動く乗り物のうち、軽量でコンパクトな乗り物」全般を指します。

主に取締強化対象となる車両については、いわゆる「電動キックボード」や「ペダル付き電動バイク」等となります。

